

松阪市高齢者ボランティアポイント制度協賛に関する取扱基準（内規）

（ 目 的 ）

第1条 この内規は、松阪市高齢者ボランティアポイント制度の一層の推進を図るため、この趣旨に賛同し、支援いただける企業・店舗（以下「協賛企業等」という。）の登録について、必要な基準を定める事を目的とする。

（登録の基準）

第2条 協賛企業等における登録は、松阪市内に店舗があり、支援サービスが高齢者ボランティアのニーズに応じた内容である場合、登録できるものとする。

2 次の各号のいずれかに該当するものについては、登録の承諾をしない。

- (1) 政治活動、宗教活動に関わるもの
- (2) 公共の秩序、善良な風俗にそぐわないもの
- (3) その他市が協賛するにふさわしくない問題点が認められるもの

（ 指定等 ）

第3条 協賛の指定を受けようとする者は、あらかじめ、市長の指定を受けなければならない。

2 指定手続は、高齢者支援課において行う。

3 協賛の登録をしようとする者は、高齢者ボランティアポイント制度協賛指定申請書（様式第1号）の各事項を記入し、市長に提出するものとする。

4 協賛の取消をしようとする者は、高齢者ボランティアポイント制度協賛指定取消申請書（様式第2号）の各事項を記入し、市長に提出するものとする。

5 市長は、前項の規定による申請があったときは、申請があった日から起算して30日以内に指定の可否を決定し、高齢者ボランティアポイント制度協賛指定等通知書（様式第3号）を用いて通知する。

（支援サービスを受けることができる者）

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条において協賛の指定をうけた協賛企業等から指定内容に応じた支援サービスが受けられるものとする。

(1) 松阪市高齢者ボランティアポイント制度実施要綱に規定する高齢者ボランティア

(2) 本市に住所を有する20歳以上64歳以下の方又は市外に住所を有する20歳以上の方で、松阪市高齢者ボランティアポイント制度実施要綱に規定する高齢者ボランティアに準じて高齢者ボランティア活動手帳を交付された者

附 則

この内規は、平成24年8月29日から施行する。

この内規は、平成26年4月1日から施行する。

高齢者ボランティアポイント制度協賛指定申請書

年 月 日

（宛先）松阪市長

（申請者）

（フリガナ）

店舗名等 _____

代表者名 _____

（担当者名 _____）

住 所 _____

電話番号 _____

松阪市高齢者ボランティアポイント制度の趣旨に賛同し、下記の内容で協賛の指定を申請します。

記

業種、取り扱い商品・サービスなど			
店舗等の名称	（フリガナ）		
店舗等の所在地	〒		
電話番号		ホームページアドレス	
FAX番号		電子メールアドレス	
支援サービス内容	具体的なサービスの内容		
	対象者や対象日の限定	あり（ _____ ） なし	
PR			

高齢者ボランティアポイント制度協賛指定取消申請書

年 月 日

（宛先）松阪市長

（申請者）

（フリガナ）

店舗名等 _____

代表者名 _____

（担当者名 _____）

住 所 _____

電話番号 _____

松阪市高齢者ボランティアポイント制度協賛の指定の取消について、下記のとおり申請します。

記

業種、取り扱い商品・サービスなど			
店舗等の名称	（フリガナ）		
店舗等の所在地	〒		
電話番号		ホームページアドレス	
FAX番号		電子メールアドレス	
支援サービス内容	具体的なサービスの内容		
	対象者や対象日の限定	あり（ _____ ） なし	
取消理由			

様

松阪市長

印

高齢者ボランティアポイント制度協賛指定等通知書

年 月 日付けで申請のありました件につきまして、審査の結果下記のとおりとなりましたので、通知します。

1. 次のとおり指定します。

●承諾の条件

- 1 下記の内容に限るものとします。
- 2 下記の内容を松阪市ホームページ等に掲載することに同意するものとします。
- 3 変更となった場合は、その旨速やかに下記の担当まで連絡願います。

店舗名	
店舗の所在地	
支援サービス内容	
承諾者の名称	松 阪 市

2. 次の理由により却下します。

却下理由	
------	--

3. 次の日をもって取消します。

取消日	年 月 日
-----	-------